

ワンストップ特例申請時の切手の貼付について（お願い）

置戸町では寄附をしていただいた方に対し平等な対応をするために、下記2つの理由により、各種書類送付時に「料金受取人払」封筒は同封していません。

理由 1：確定申告により寄附金控除を受けている方との公平性

確定申告をされる方は、ご自身で切手を貼り申告書を送付するか、e-TAXを利用しています。

確定申告により寄附金控除を受けられる方と、ワンストップ特例申請により寄附金控除を受けられる方との扱いに差が出てしまうことから、「料金受取人払（切手不要）」の封筒ではなく、切手を貼付する返信用封筒を同封しています。

理由 2：ワンストップ特例申請は、「申請主義」による地方税法上の手続き

「申請主義」とはルールに則って申請しない限り、その権利を得ることができないことを言います。

申請内容の不備、添付書類の不備、更には申請期限を過ぎた場合など、自己責任において行っていただきます。本町では、不備があった場合は、寄附者様へ連絡をし、再提出をお願いしています。

以上の理由から、置戸町では「料金受取人払封筒」は送付していません。

※返信用封筒を使わない場合は下記へ申請書を送付してください。

【書類送付先】

〒099-1100 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地
置戸町役場 企画財政課 企画係 宛